

配付資料一覧

○入札説明書	1
○仕 様 書	5
入札書（様式 1）	8
委任状（様式 2）	9
指名停止等に関する申出書（様式 3）	10
○契約書（案）	11

入 札 説 明 書

平成29年9月11日
消防団員等公務災害補償等共済基金

平成29年9月11日付で公告した消防団員等公務災害補償等共済基金(以下、「消防基金」という。)のパソコン等の調達等に係る一般競争入札については、本書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 契約担当者の所属する団体並びに氏名及び住所

消防基金 常務理事 山崎 一樹

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階

(2) 調達件名

パソコン等の調達等

(3) 調達案件の仕様等

別添「パソコン等の調達等に係る仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(4) 納入期限

別添「仕様書」のとおり

(5) 納入場所

別添「仕様書」のとおり

(6) 入札方法

入札金額は、別添「仕様書」に定める物品一式等の全てを見積もった総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。).

また、入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(7) 契約金額

入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。

(8) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 競争に参加する者の必要な資格に関する事項

(1) 「予算決算及び会計令」第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 「予算決算及び会計令」第71条の規定に該当しない者であること

(3) 平成28・29・30年度全省庁統一資格において、「物品の販売」及び「役務の提供等」のC等級

以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること

(4) 国等から指名停止等を受けていない者であること

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること

(6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること

3 入札公告の期間等

平成29年9月11日(月)～20日(水)

4 入札者に求められる条件

○資格審査申請

入札参加希望者は、次に示す書類等を以下の締切日時までに持参又は郵送の方法により提出しなければならない(期限を過ぎた場合は、入札参加を認めない)。

(1) 提出場所 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館8階

消防基金会計課

(2) 提出期限 平成29年9月21日(木) 午後5時まで

(3) 提出書類 ① 上記2(3)の資格を有することを証明する書類1部

② 委任状(代理人に委任する場合に限る。)(様式2)1部

③ 上記2(4)の指名停止等を受けていない者であることを証明する書類(様式3)1部

5 競争執行の場所及び日時等

(1) 競争執行の場所

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館8階

消防基金応接室

(2) 日時

平成29年10月2日(月) 午後2時

(3) 入札に必要な書類等

入札に参加する者は、次に示す書類等を持参しなければならない。

① 入札書(様式1) 3部(再入札用2部を含む。)

② 委任状(代理人に委任する場合に限る。)(様式2) 1部

なお、上記4で入札に関する一切の権限を委任して提出した場合は不要

③ 入札資格審査結果通知書(本件入札の参加資格ありとなっているもの。)

④ 入札金額積算書(必要に応じ提出を要するので、当日持参すること。)

⑤ 社員証

6 入札書の記載方法及び提出方法等

(1) 入札書の提出方法

① 社名を記した封筒に入札書を入れて封緘し、その封皮に「消防基金パソコン等の調達等の入札書在中」と朱書きする。

- ② 別の封筒に社名を記し、①の封筒、委任状（必要な場合のみ。）を入れその封皮に「消防基金パソコン等の調達等の入札書類一式在中」と朱書きする。

（２）入札の無効

- ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- ② 委任状を提出しない代理人がした入札
- ③ 押印又は訂正印を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札、又は誤字等により意思表示が不明確である入札
- ⑤ 他の入札者の入札参加を妨害する行為、又は入札担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

（３）落札者の決定

- ① 開札は、入札後、入札場所と同じ場所で、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
なお、入札者又はその代理人は、契約担当者又はその補助者等が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札が終了するまで開札場所を退出することができない。
- ② 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額を提示した入札者を落札者とするが、落札者がいない場合、引き続き再入札を行う（再入札は２回までとする。）。

７ 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

８ 入札に関する注意事項

- （１）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行わないこと。
- （２）競争を制限する目的で他の本入札に参加しようとする者と入札書に記載する金額又は入札意思について相談を行わず、独自に当該金額を決定すること。
- （３）落札者の決定前に他者に対して入札書に記載した金額及び提案内容を意図的に開示しないこと。
- （４）入札書等の差し替えは認められない。
- （５）入札書等は返却されない。
- （６）消防基金は、入札書等が提出された後、当該提出者から許諾された場合を除き、本件入札業務外の目的で入札書等を使用しない。
- （７）消防基金が提供する一切の書類等は、本件入札業務外の目的で使用できない。
- （８）入札参加に要する費用は入札参加者が負うものとする。
- （９）消防基金は、談合その他不穩の挙動があり競争入札を公平に執行できない状況にあると認めた際、本件入札を延期又は中止することができる。

９ 契約

- （１）落札者は、落札決定の日（落札決定通知書の送達日）から７日以内に、別添「契約書（案）」を踏まえて契約書を作成し、持参して提出すること。落札者がこの期間内に契約書を提出しないときは、当該落札は、原則としてその効力を失うものとする。
- （２）開札の結果、入札者がいないとき及び落札者がいないとき又は落札者が契約を結ば

ないときは、消防基金は、随意契約により事業者を決定する。

1 0 監督・検査

消防基金の指定する職員が行う。

1 1 入札説明書に関する質問

平成29年9月14日（木）までに、書面（FAX（03-3581-7720）またはメール）で行うこと。

（1）入札手続きに関すること

消防基金会計課

担当：福井、久芳（電話03-6268-8910）

電子メールアドレス：kaikai@syouboukikin.jp

（2）仕様書等に関すること

消防基金総務課 IT 担当

担当：豊島、長堀（電話03-3595-0541）

電子メールアドレス：soumu-it@syouboukikin.jp

なお、質問に関する回答は、消防基金ホームページへの掲載による方法で行うこととする。

パソコン等の調達等に係る仕様書

消防団員等公務災害補償等共済基金

1 件名

パソコン等の調達等

2 数量等

ア パソコン(デスクトップ型 26 台、ノート型 1 台)

イ スイッチングハブ(5 台)

3 納入期限

ア デスクトップ型パソコンのうち 5 台

契約締結の日から平成 29 年 10 月 31 日まで

イ デスクトップ型パソコンのうち 21 台、ノート型パソコン 1 台、及びスイッチングハブ 5 台

平成 29 年 12 月 11 日から平成 29 年 12 月 23 日まで

4 納入場所

消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、「消防基金」という。）事務局

東京都港区虎ノ門 2 丁目 9 番地 16 号 日本消防会館 8 階

5 パソコン等の調達等に関する仕様

ア デスクトップ型パソコンの購入(スリムデスクトップ型 26 台)

CPU : Intel 64 Core i7 (6 世代以上、3.4GHz 以上) プロセッサー1 基

メモリ : 8GB 以上

HDD : 500GB 以上

ドライブ : DVD スーパーマルチドライブ内蔵

日本語 OS : Windows 10 Professional 64bit

モニター : カラー液晶 23 インチ以上のワイドディスプレイ (1,920 × 1,080(+HD)以上)、HDMI 端子またはディスプレイポートで接続

入力装置 : 日本語 109 キーボード(テンキー付)、
ホイール機能付光学式有線マウス

LAN : RJ45LAN コネクターを 1 ポート以上装備
1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応

USB ポート : USB3.0 を 2 ポート以上及び USB2.0 以上を 4 ポート以上装備

ソフトウェア : マイクロソフト Office 2016 Professional(ライセンス)

その他 : スピーカー (モニター等を含める場合は除く。)

イ ノート型パソコンの購入 (1 台)

CPU : Intel 64 Core i7 (6 世代以上、2.6GHz 以上) プロセッサ1 基
メモリ : 8GB 以上
HDD : 500GB 以上
ドライブ : DVD スーパーマルチドライブ内蔵
日本語 OS : Windows 10 Professional 64bit
モニター : カラー液晶 15.6 インチ以上のワイドディスプレイ (1,366×768(+HD) 以上)
入力装置 : 日本語 109 キーボード・ホイール機能付光学式有線マウス
LAN : RJ45LAN コネクターを 1 ポート以上装備
1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応
USB ポート : USB3.0 を 1 ポート以上及び USB2.0 以上を 3 ポート以上装備
ソフトウェア : マイクロソフト Office 2016 Professional (ライセンス)
その他 : スピーカー内蔵、HDMI 出力端子を 1 ポート以上装備

ウ スイッチングハブ (5 台)

ポート数 : 16
転送速度 : 10/100/1000Mbps
スイッチファブリック
: 32Gbps 以上
その他 : 電源内蔵、ファンレス型

エ クライアント機器の購入に付随する業務 (デスクトップ型 26 台、ノート型 1 台)

- A 据付設置作業 (開梱・廃材処理を含む)
- B Windows 初期設定 (Windows Update 及び .NET Framework 4.7 の最終版の準備を含む。)
- C 社内ドメイン環境への参加
- D インターネット接続の設定
- E プリンタードライバーのインストール (4 台)、プリンター設定
- F 各種ドライバーのインストール
- G Office2016 Professional (32bit) のインストール (Microsoft Update を含む。)
- H メール設定 (Microsoft Outlook2016)
- I データ移行 (Outlook2010 から Outlook2016 へのメールデータのみ)
- J Adobe Reader 最新版のインストール
- K 同梱ソフトウェアのインストール
- L AdobeFlash のインストール
- M ネットワークドライブの設定

オ 注意点

- A パソコン本体に係るメーカーは日本電気又は富士通とすること
- B ディスプレイに係るメーカーはアイ・オー・データ、iiyama、EIZO、日本電気、フィリップス、富士通又はプリンストンとすること
- C スイッチングハブに係るメーカーはアイ・オー・データ、アライドテネシス、エレコム、日本電気、バッファロー、パナソニックとすること
- D すべての新品で納品すること
- E 機器設置時点から4年間、メーカーからの部品供給が保証されていること
- F 2-イのデスクトップ型パソコン 21 台の納入においては、消防基金の業務を中断させなければ行えない作業(主にデータ移行作業)については、平成 29 年 12 月 22 日金曜日午後 6 時以降及び同年 12 月 23 日土曜日に集中して行うこと
- G 全作業完了後に問題が発覚し、消防基金の業務を中断させなければ行えない作業が発生した場合は、平成 29 年 12 月 29 日金曜日から同年 12 月 31 日日曜日に対応すること
- H クライアント機器の保守業務については、指定業者と別途契約するため不要
- I 既存機器の廃棄については、指定業者と別途契約するため不要

6 備 考

- ア 本件に係る業務は、その全部又は一部を原則として第三者に再請負により行わせてはならないこと
- イ 受注者の責めに帰すべき理由により、消防基金の備品等に破損事故を起こした場合は、受注者の負担において原状回復すること

様式 1

平成 年 月 日

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 山 崎 一 樹 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代理人氏名 印

入 札 書

パソコン等の調達等に係る競争入札に関する入札説明書等を全て理解し承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

入札金額 金 _____ 円也（税抜き）

〔注意事項〕 金額に 1 円未満の端数が生じる場合は、当該端数金額を切り捨てるものとする。

様式 2

平成 年 月 日

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 山 崎 一 樹 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め、パソコン等の調達等に係る入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

- 1 代 理 人 氏 名
- 2 代理人使用印鑑

印

[注意事項]

入札しようとする事業者の法人に属する者が、事業者に代わって入札するときは、本様式を使用すること。

様式 3

平成 年 月 日
(申出書提出日)

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 山 崎 一 樹 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

指名停止等に関する申出書

パソコン等の調達等の入札に当たり、当社は、国等から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、国等から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本入札には参加いたしません。

契約書（案）

- 1 契約件名 パソコン等の調達等
- 2 数量等 パソコン（デスクトップ型 26 台、ノート型 1 台）、スイッチングハブ（5 台）
- 3 契約金額 金 円
(消費税及び地方消費税相当額 金 円を含む。)
- 4 契約保証金 免除
- 5 納入期限 「パソコン等の調達等に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- 6 履行場所 仕様書のとおり
- 7 仕 様 仕様書のとおり

（総則）

第 1 条 乙は仕様書に基づき、頭書の金額をもって、期限内に業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されないものがある場合には、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 乙はこの契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の署名による承諾を得た場合はこの限りでない。

（下請け、委託等の禁止）

第 3 条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

4 第 2 項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5 第 2 項ただし書にかかわらず、乙は、第 17 条第 1 項第 13 号から第 17 号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方という。以下同じ。）とすることができない。

6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなる金銭を要求することができないものとする。

7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の締結する契約を承認したとき。

(2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

8 前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第21条に規定する損害賠償責任を免れない。

(応札条件の維持)

第4条 乙は、本契約が終了するまで仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第21条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第6条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督等)

第7条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に、乙の本契約の履行を監督させ、又は必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

3 甲は、第3条第2項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第8条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(引渡し及び納期遅延)

第9条 乙は、甲に対し、本業務により納入すべき物品（以下「納入物品」という。）を頭書の履行期限までに、第10条に規定する受入検査に合格しうる状態で引き渡す（以下「引渡し」という。）ものとする。

2 乙は、納期限前に納入物品の納入を行おうとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、納期までに納入物品の引渡しを行うことができないと認めたときは、直ちにその理由、引渡し予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

4 乙の責に帰すべき事由による納期遅延があった場合には、乙は、違約罰として、甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して年2.7%の割合を乗じて計算した遅延損害金（100円未満の端数があるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を納付するものとする。

5 前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について第21条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（受入検査）

第10条 甲は、引渡しを受けた日から10日以内に、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）により、納入物品につき検査（以下「受入検査」という。）を実施しなければならない。甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する受入検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。

2 乙は前項の検査の際、甲から補正を指示された場合は直ちにそれに従わなければならない。補正後の検査については前項の規定を準用する。

3 受入検査に合格しなかった納入物品（以下「不合格品」という。）については、乙は甲の指示に従い、甲の指定する期間内に代品を納入し、又は甲の承認した方法により改修し、若しくは再作業を行うものとする。

4 受入検査の結果、納入物品の数量不足が判明したときは、乙は、甲の指定する期間内に不足数を追加納入するものとする。

5 前二項の場合の受入手続は、第1項に規定する受入手続を準用する。

6 不合格品に関しては、第3項の規定に従って乙による適切な改修又は再作業が行われる場合を除き、乙は甲の指定する期間内にこれを引き取らなければならない。

7 乙が前項の甲の指定する期間内に不合格品を引き取らないときは、甲は、乙に対し、これを返送することができる。返送しない場合であっても、甲は、不合格品の保管に関し、何ら責を負わないものとする。

8 第2項から第4項、第6項及び前項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（納品の完了）

第11条 乙は、受入検査に合格した時に納品を完了したものとし（以下「納品の完了」という。）、当該時点において、納入物品の所有権が乙から甲に移転するものとする。

（契約金額の請求及び支払）

第12条 乙は、納入の完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に契約金

額を、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。

4 前項の期限内に甲の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところによる。

（納品の完了後における説明等）

第13条 乙は、納品の完了後においても、甲から納入物品の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（危険負担）

第14条 納品の完了前に生じた納入物品の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

2 納品の完了後に生じた納入物品の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

（納入物品の品質保証）

第15条 乙は、納入物品が仕様書記載の性能、機能等の品質を発揮するものであることを甲に対して保証するものとする。

（乙の瑕疵担保責任及び品質保証義務違反）

第16条 甲は、第11条の規定による納品完了日から起算して1年以内に納入物品に瑕疵（以下「納入物品の瑕疵」という。）を発見したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その瑕疵を修補若しくは代品との交換を請求し、又はこれらに代え若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による損害賠償を請求することができる損害は、納入物品の瑕疵を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、納入物品の瑕疵と相当因果関係のあるものとする。

（1）納入物件の瑕疵の修補、代品の交換等に要する期間中、甲において、仕様書に記載された機能等を要した代替品の確保、内部人件費等の一切の費用

（2）納入物件の瑕疵を原因として、納入物件が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の業務に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用

（3）前項に規定する事情を主たる原因として、甲の業務に障害が生じ、その結果、その甲の契約団体等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が契約団体等に支払を命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

3 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった納入物品の重大な欠陥及び乙の故意又は重大な過失による欠陥が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、又は解除に代えて、甲が被った損害の賠償を請求できるものとする。本項によって賠償を請求することができる損害は、甲に発生した前項1号又は3号の損害等で、乙の当該帰責事由と相当因果関係のあるものとする。

4 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（解除）

第17条 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義

務の履行に重大な支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 当初に規定する納期に著しい遅延のあったとき。
- (6) 第10条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (7) 第16条に規定するかしが重大で、契約の目的を達することができないとき又は同条に規定する甲の請求に応じないとき。
- (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
- (10) 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
- (12) 解散の決議をしたとき。
- (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
- (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

3 乙が、本契約書で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、

第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

4 前二項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第21条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(本契約の任意解約等)

第18条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

(1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用

(2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用

3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなるものを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。))又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。))。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用がある場合に限る。))を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。))又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。))。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第21条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(損害賠償)

第21条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、契約団体等から、不服申立て等が提起された場合において甲が契約団体等に支払を要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(紛争の解決)

第22条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第23条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(補則)

第24条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門2-9-16
消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 山 崎 一 樹 ⑩

乙

⑩